

平成28年12月1日
新潟市契約課

入札参加者各位

工事請負契約約款及び業務委託契約条項の改正について

標記の件について、破産法（平成16年法律第75号）等に基づく解除により、受注者がその債務の履行を拒否、又は受注者の責めに帰すべき事由によって履行不能となった場合の違約金の取扱いについて、以下のとおり対応しますのでお知らせ致します。

記

1 変更内容

国交省通知に準じて工事契約約款および業務委託契約条項を改正します。

2 対象となるもの

- ・ 予定価格250万円以上の建設工事
- ・ 予定価格100万円以上の建設コンサルタント

3 適用時期

平成28年12月1日以降に締結する契約から適用します。

4 その他

改正後の様式は契約課ホームページの「要綱・書式・その他」に掲載しましたので、ダウンロードして使用してください。

以上